



令和3年度末退職予定者向け

年金制度の手引き

公立学校共済組合長野支部



1 特別支給の老齢厚生年金を受給されている方の手続き

(退職時に 63・64 歳の方)

在職中に「特別支給の老齢厚生年金」が決定されていますので、決定済の「特別支給の老齢厚生年金」に決定以降お勤めされた組合員期間を加算する老齢厚生年金の改定請求手続きが必要です。以下の提出書類について、所属所を經由して**退職日までに公立学校共済組合長野支部へ提出**してください。

【提出書類】

提出書類名	提出部数	提出期限	提出先
① 老齢厚生年金「改定」請求書	原本 1 部 コピー 1 部	退職日	公立学校共済組合 長野支部 (所属所經由)
② 送付書	様式同封 1 部		

※市町村費等支弁組合員の方は、「履歴証明書」を併せて添付してください。

2 令和4年3月末に退職される年金受給者の方へ

(1) 既に老齢厚生（退職共済）年金が決定されている組合員の方は、現在、在職により年金額の一部又は全部が支給停止された年金額になっています。

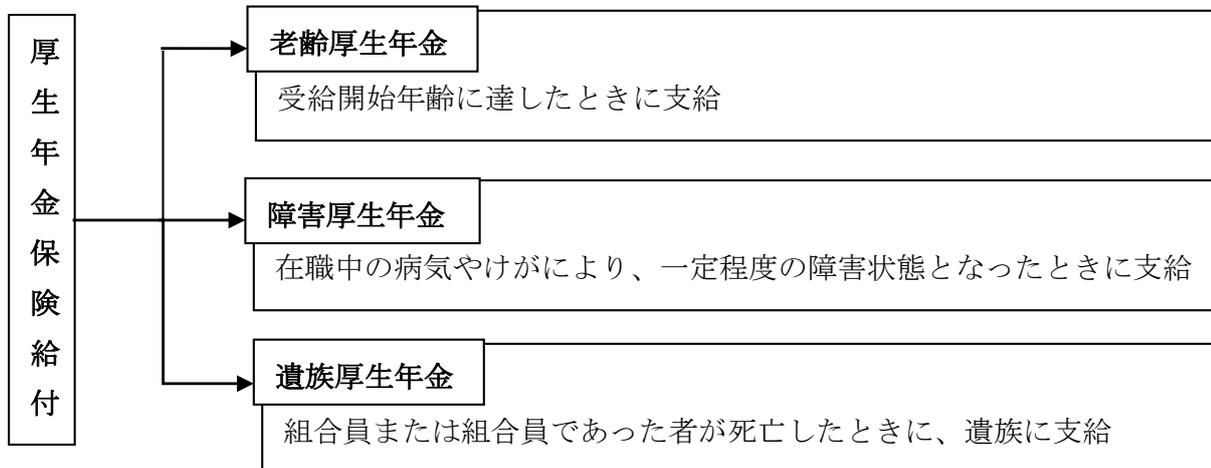
令和4年3月に退職される方は、「改定請求書」を提出することにより、令和4年4月分の年金から在職停止が解除されることとなります。しかし、年度末に退職される方が膨大な数に上るため、事務処理上、在職による支給停止が解除された年金が支給されるのは8月以降となる見込みです。その場合、4月分からの年金は遡及して支給されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円を超える場合など、源泉徴収された所得税の精算手続きが必要となる場合は確定申告を行ってください。

(3) 65 歳時の年金請求書については、65 歳になる 1～2 か月前に公立学校共済組合本部より、自宅あてに送付されますので、案内にしたがって手続きを行ってください（令和2年3月以前に常勤講師で勤めた期間については日本年金機構から、私立学校で勤めた期間がある場合は私立学校共済からも年金請求書が届きます）。

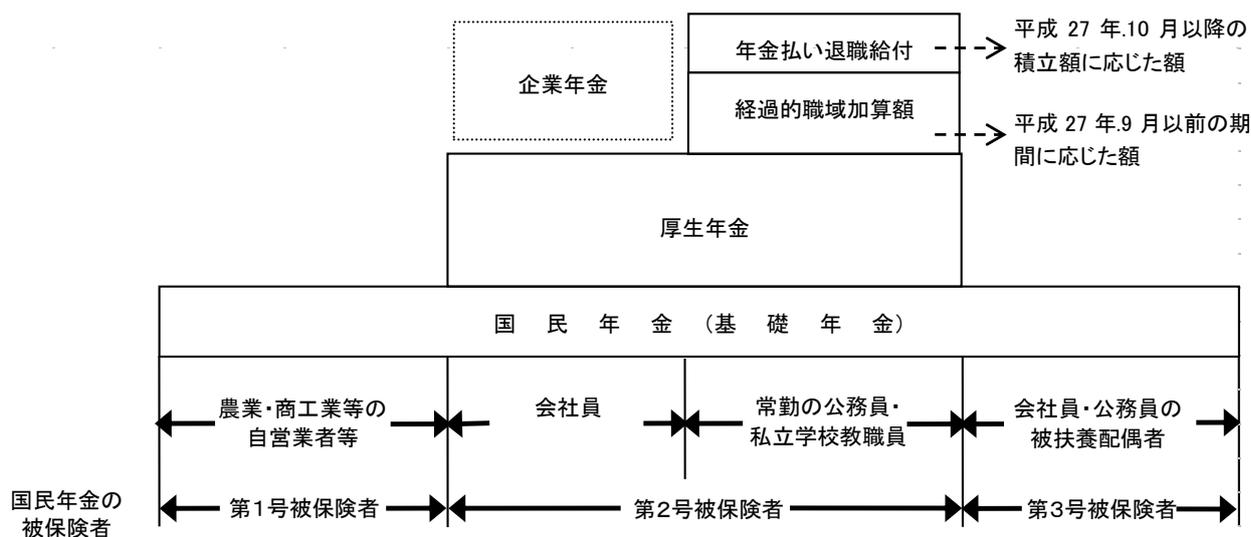
I 年金制度の概要

厚生年金保険給付は老後の生活保障となる「老齢厚生年金」、在職中に病気やけがにより一定程度の障害状態になったときに支給される「障害厚生年金」、死亡したときに遺族に支給される「遺族厚生年金」の3種類があります。



公的年金制度は平成 27 年 10 月の制度改正（被用者年金一元化）を経て、図 1 の形になりました。公務員が受給する年金については、よく建物に例えられ、「3階建ての年金」と呼ばれています。

図 1



厚生年金に加入すると、同時に国民年金（基礎年金）にも加入したことになります。（国民年金第 2 号被保険者）

また、厚生年金の加入者（65 歳以上の者を除く）の被扶養配偶者は、届出をすると国民年金（基礎年金）に加入したことになります（国民年金第 3 号被保険者）。

II 老齢厚生年金

65 歳前 : 「特別支給の老齢厚生年金」

65 歳から : 「本来支給の老齢厚生年金」 + 「老齢基礎年金 (国民年金)」

老齢厚生年金の受給開始年齢は現在、段階的に引き上げられており、生年月日により、受給開始年齢が異なります (P4 図 2 参照)。昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方には 65 歳前の「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。なお、老齢厚生年金及び老齢基礎年金は 60 歳以降、繰上げて請求することができます。(P6 参照)

老齢厚生年金はご自身の支給開始年齢の約 2～3 か月前に、自宅あてに年金請求書が送付されます。手続きを行い、年金が決定されると、年金証書が自宅あてに送付され、支給が開始されます。現在、65 歳前の「特別支給の老齢厚生年金」の請求手続きはワンストップサービス (複数の厚生年金加入期間がある者でも、一つの実施機関 (下表参照) に提出すれば、請求書等が各実施機関に回付されていくこと) ですが、年金の決定は各実施機関において行うため、年金証書は各実施機関から別途送付されます。

年金の算定期間	年金を決定する実施機関
「民間企業等で社保に加入して勤めた期間」及び「国民年金の期間」	日本年金機構
「公務員として共済組合に加入して勤めた期間」	最後に加入していた共済組合
「私立学校の教職員で勤めた期間」	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金見込み額を知りたい場合には、毎年誕生月に自宅あてに『ねんきん定期便』が発送されていますので、そちらをご確認ください。『ねんきん定期便』にはご自身の「老齢基礎年金」及び「老齢厚生年金 (経過的職域加算額を含む)」の見込み額が記載されています。

65 歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は失権するため、「本来支給の老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金 (国民年金)」の手続きが必要になります。この際にも 65 歳の誕生月前に公立学校共済組合から年金請求書が送付されます。なお、65 歳の手続きはワンストップサービスの対象外であるため、公立学校共済組合以外の期間がある方は、各実施機関で手続きを行う必要があります。

図 2

<老齢厚生年金の支給開始年齢>

生年月日

62 歳

昭和 30 年 4 月 2 日から
昭和 32 年 4 月 1 日まで

特別支給の老齢厚生年金（特老厚）	本来支給の老齢厚生年金
	老齢基礎年金（国民年金）

63 歳

昭和 32 年 4 月 2 日から
昭和 34 年 4 月 1 日まで

特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
	老齢基礎年金（国民年金）

64 歳

昭和 34 年 4 月 2 日から
昭和 36 年 4 月 1 日まで

特老厚	本来支給の老齢厚生年金
	老齢基礎年金（国民年金）

65 歳

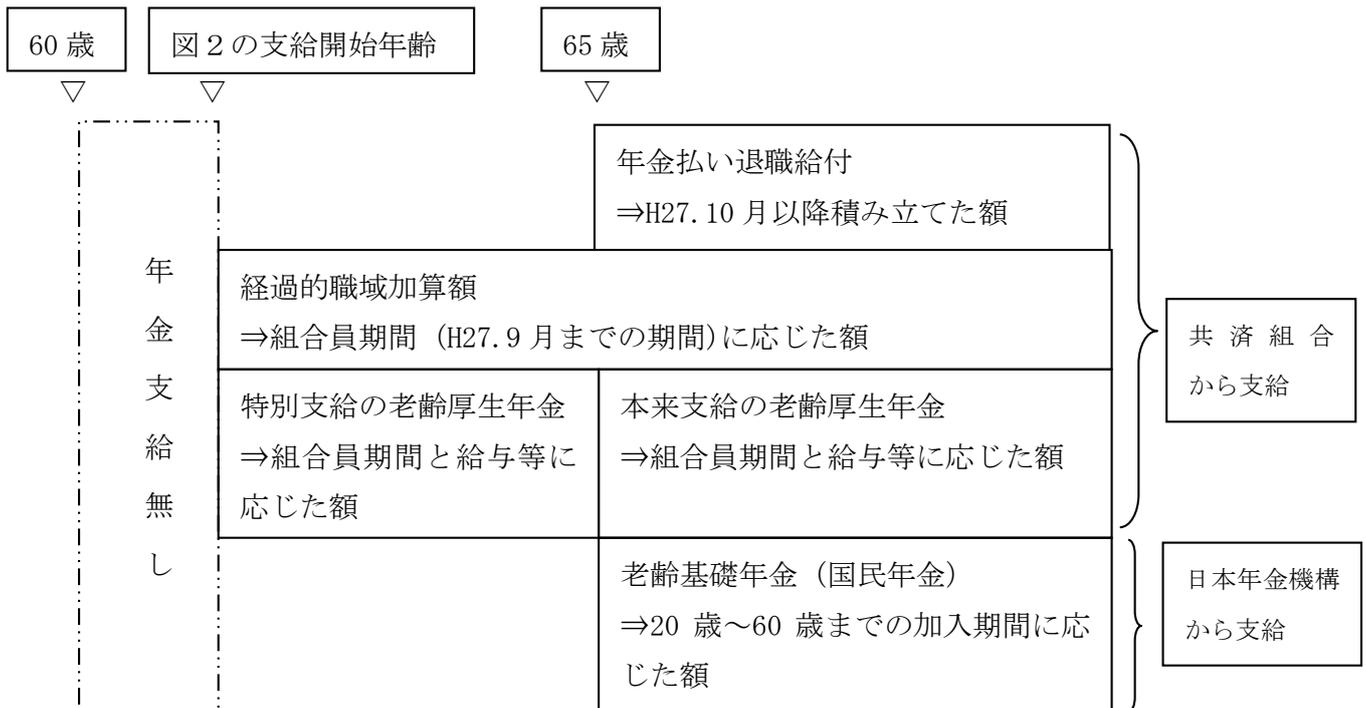
昭和 36 年 4 月 2 日以降

老齢厚生年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

※ 民間企業等で勤務した期間については、日本年金機構において決定する厚生年金の期間となります。男性においては、日本年金機構の厚生年金の期間についても、図 2 の年齢から支給開始となりますが、女性の場合、生年月日によっては、図 2 の支給開始年齢よりも早い年齢で厚生年金の期間の年金受給が始まる方もいます。詳細については、日本年金機構の HP 及びお近くの年金事務所へお問い合わせください。

図 3

<年金受給の流れ>



1 年金払い退職給付

平成 27 年 10 月以降、各自で保険料を積み立てた額(給付算定基礎額)を原資として、以下の①～③の全ての条件を満たしているときに、原資の半分は「有期退職年金(一時金もしくは、10 年または 20 年にわたっての受給)」として、残りの半分を「終身退職年金」として受給できます。ご自身の給付算定基礎額は、退職の翌年度 7 月末に公立学校共済組合から自宅あてに送られる『給付算定基礎額残高通知書(圧着ハガキ)』により確認できます。

- ① 1 年以上引き続く組合員期間を有すること
- ② 65 歳に達していること(繰上げ・繰下げも可能)
- ③ 退職していること

2 老齢基礎年金(国民年金)

老齢基礎年金は、国民年金に 20 歳から 60 歳まで 40 年間(480 月)加入した場合に、65 歳から満額の 780,900 円(令和 3 年度の額)が支給されます。

保険料の未納期間、免除期間がある場合には、次の式により算定されます。

$$780,900 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2 + \text{4分の1納付月数} \times 5/8 + \text{半額納付月数} \times 3/4 + \text{4分の3納付月数} \times 7/8}{480}$$

3 加給年金

組合員期間 20 年以上の年金受給権者によって生計を維持されていて、かつ、収入が将来にわたって年額 850 万円未満の下記①～③に該当する者がいる場合には、受給者本人が 65 歳に達したときから加算されます。

① 65 歳未満の配偶者

ただし、配偶者が次に該当する年金を受給している場合は、加給年金額が支給停止となります。

- ・退職共済年金又は老齢厚生年金で、加入期間が 20 年以上である年金
- ・障害共済年金、障害厚生年金または国民年金の障害基礎年金

② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

③ 20 歳未満で障害等級 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にある子

区 分	加給年金額	内 訳
配偶者	390,500 円	224,700 円(基本額) + 165,800 円(加算額)
子	224,700 円	2 人まで 1 人につき
	74,900 円	2 人を超える 1 人につき

4 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の繰上げ請求

老齢厚生年金及び老齢基礎年金は、60歳以降、支給要件を満たしている場合は、繰上げ請求（本来の支給より早く受給すること）ができます。繰上げ請求をした場合、請求があった日に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。ただし、すでに「特別支給の老齢厚生年金」を受給している方を除き、どちらか一方のみを繰上げ請求することは出来ないため、繰上げ請求した場合は老齢厚生年金と老齢基礎年金の両方とも繰上げる必要があります。

繰上げ支給の年金額は、繰上げ請求をした月からその者の支給開始年齢に達する月の前月までの月数に応じて、1か月あたり0.5%減額されます（制度改正により、令和4年4月以降60歳に達する方（昭和37年4月2日以後生まれ）については、繰上げ請求の減額率は1か月あたり0.4%となります。）。

（例）昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた方

【繰上げ請求をしない場合】

60歳



65歳



本来支給の老齢厚生年金
老齢基礎年金（国民年金）

【繰上げ請求する場合】

60歳



65歳



	30%減額（0.5%×60月）
繰上げ支給の老齢厚生年金【減額された年金額】	
繰上げ支給の老齢基礎年金【減額された年金額】	
	30%減額（0.5%×60月）

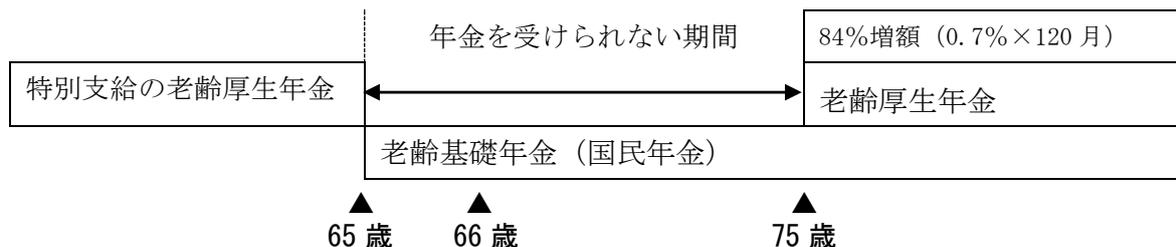
請求にあたっての留意事項

- （1）繰上げ請求後はその決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- （2）繰上げ請求後は、障害の状態に該当するようになっても、事後重症による障害厚生（基礎）年金等を請求することはできません。
- （3）繰上げ請求をする場合は、受給資格を有する他の年金（老齢基礎年金等）の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。
- （4）繰上げ請求後は、老齢厚生年金の障害者の特例や長期在職者の特例に該当しても、これらの適用は受けることができません。

5 老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰下げ受給

65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」は失権し、「本来支給の老齢厚生年金」と国民年金の「老齢基礎年金」を受給することになります。65歳から支給される「本来支給の老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、繰下げ（本来、受給する時期より遅らせることで増額させること）の申出を行い、66歳以降、繰下げ受給することができます。増額率は、1か月につき0.7%です。

【老齢厚生年金のみ繰下げした場合】



請求にあたっての留意事項

- (1) 繰下げの上限年齢は昭和27年4月2日以後生まれの方は最長75歳まで、昭和27年4月1日以前生まれの方は最長70歳までとなります。
- (2) 繰上げ受給とは異なり、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰下げ受給する必要はありません（別々のタイミングで請求することが可能です）。
- (3) 障害もしくは遺族を給付事由とする年金の受給権を有する者は、繰下げできません。
- (4) 在職停止されている部分については、繰下げしても増額されません。

Ⅲ 障害厚生年金

在職中に初診日のある傷病により、障害等級1級～3級に認定された場合、障害厚生年金が支給されます。（ただし、保険料納付要件を満たしていることが必要です。）

平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても、経過的職域加算額以外は支給されます。また、障害等級が1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から障害基礎年金も併せて支給されます。

障害年金の請求は「障害認定日による請求（初診日から1年6カ月経過したときまで遡って請求する方法）」と「事後重症による請求（申請日時点の病状で認定を受ける方法。ただし、65歳以上は請求不可）」の2種類があります。その方の受診状況や希望する請求方法等により必要書類が異なるため、初診日、傷病名、受診歴等を確認のうえ、公立学校共済組合長野支部までご連絡ください。

IV 遺族厚生年金

元組合員や年金受給者が死亡した場合、その死亡当時、亡くなった方と生計が同一で恒常的な収入金額が年額 850 万円以上にならないと認められる遺族について、遺族厚生年金の受給権が発生します。遺族が 2 人以上いる場合には、下記(1)から(4)までの順位で、より上位の遺族に支給されます（遺族厚生年金の金額は死亡された方が受給していた老齢厚生年金の 3/4 に相当する額とされています）。

- (1) 第一順位「配偶者※及び子」（子は 18 歳未満または障害のある 20 歳未満の者）
- (2) 第二順位「父母※」
- (3) 第三順位「孫」（18 歳未満または障害のある 20 歳未満の者）
- (4) 第四順位「祖父母※」

※ 遺族が夫、父母、祖父母の場合は組合員や年金受給者の死亡当時に 55 歳以上であることが条件になります（支給開始は 60 歳から）

公立学校共済組合からの年金受給者や元組合員の方が亡くなった場合は、手続きに必要な書類を送付しますので、公立学校共済組合本部（もしくは長野支部）へお電話でご連絡ください。

V 2つ以上の年金を受けられるようになったとき

一人で2つ以上の年金を受けられるようになったとき（障害厚生年金の受給者が、年金支給開始年齢に達し、老齢厚生年金を受けられることとなったとき等）は、同一の支給事由によるものを除き、年金受給者ご本人の選択によっていずれか1つの年金を受給するのが原則です。

2つ以上の年金を受けられるようになったとき、又は、退職等の事由により年金額の改定がされるときは「年金受給選択申出書」を提出することにより、その都度、年金を選択することとなります。また、厚生年金と基礎年金においては、併給が可能な組み合わせがあります（下表参照）。不明な場合は公立学校共済組合までお問い合わせください。

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○(併給可)	×(併給不可)	△(65歳～併給可)
障害基礎年金	△(65歳～併給可)	○(併給可)	△(65歳～併給可)
遺族基礎年金	×(併給不可)	×(併給不可)	○(併給可)

VI 令和4年4月からの年金制度改正について

年金制度改正により、年金の繰上げ時の減額率・繰下げの上限年齢の変更のほか、主に以下の点が変わります。

1 年金受給者（65歳未満）の在職老齢年金の支給停止基準額の見直し

これまで65歳未満の年金受給者については、年金と給与等の合計が月額28万円（支給停止基準額）を超えた額に応じて、支給停止額が計算されましたが、令和4年4月以降は、65歳以上の方と同じく月額47万円（支給停止基準額）を超えた額に応じて、支給停止額が計算されます（具体的な計算方法等はP.11を参照）。

（例）老齢厚生年金（経過職域部分は除く）…132万円

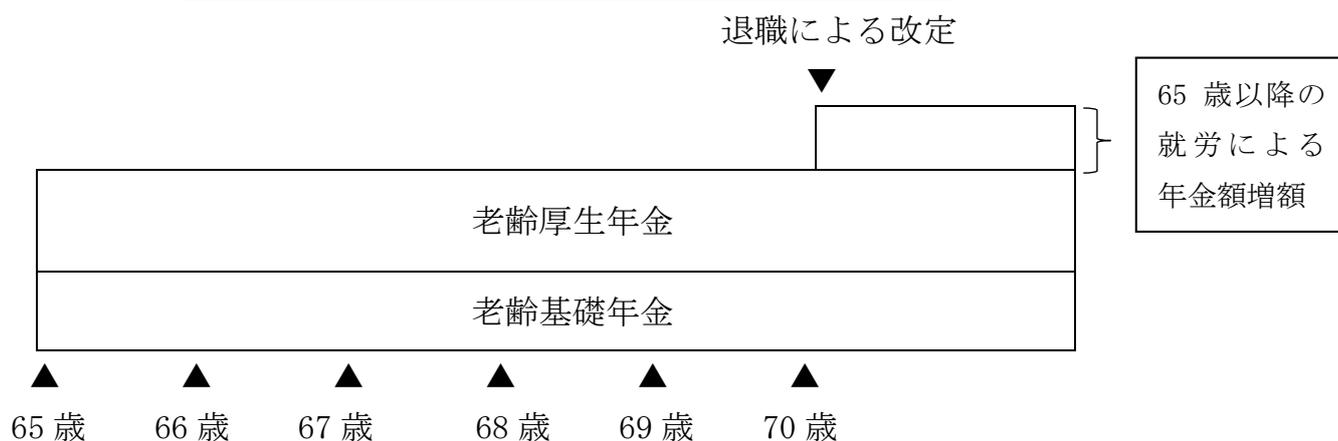
標準報酬月額30万円 直近1年の賞与60万円の方（65歳未満）の場合

令和4年3月まで 年金支給額（月額）20,000円

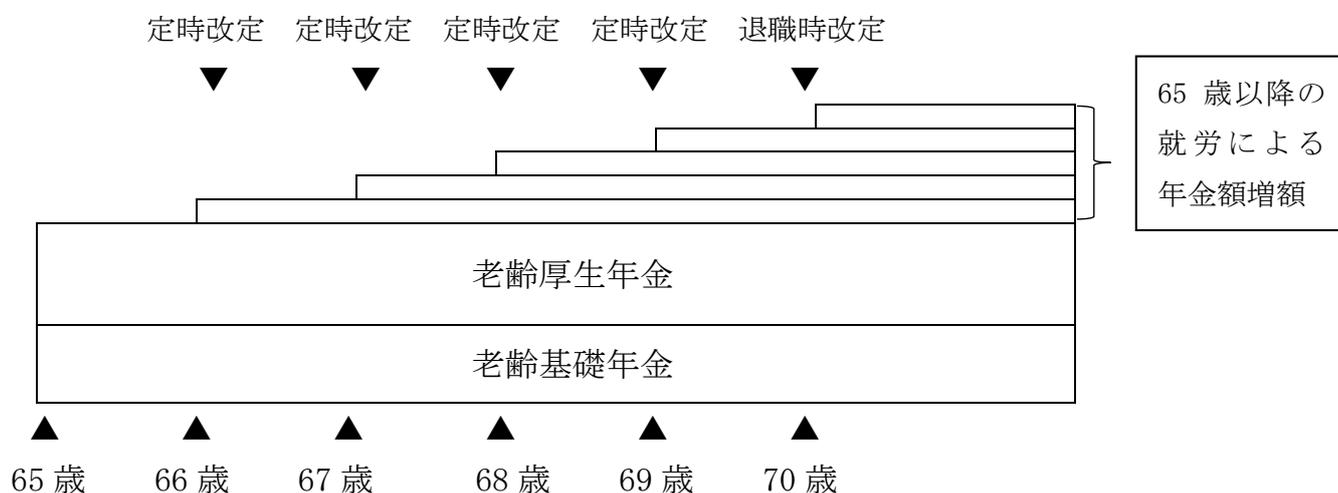
令和4年4月から 年金支給額（月額）110,000円

2 在職時定時改定の導入（65歳以上の老齢厚生年金）

《改正前》退職するまでは就労の効果が年金額に反映されない



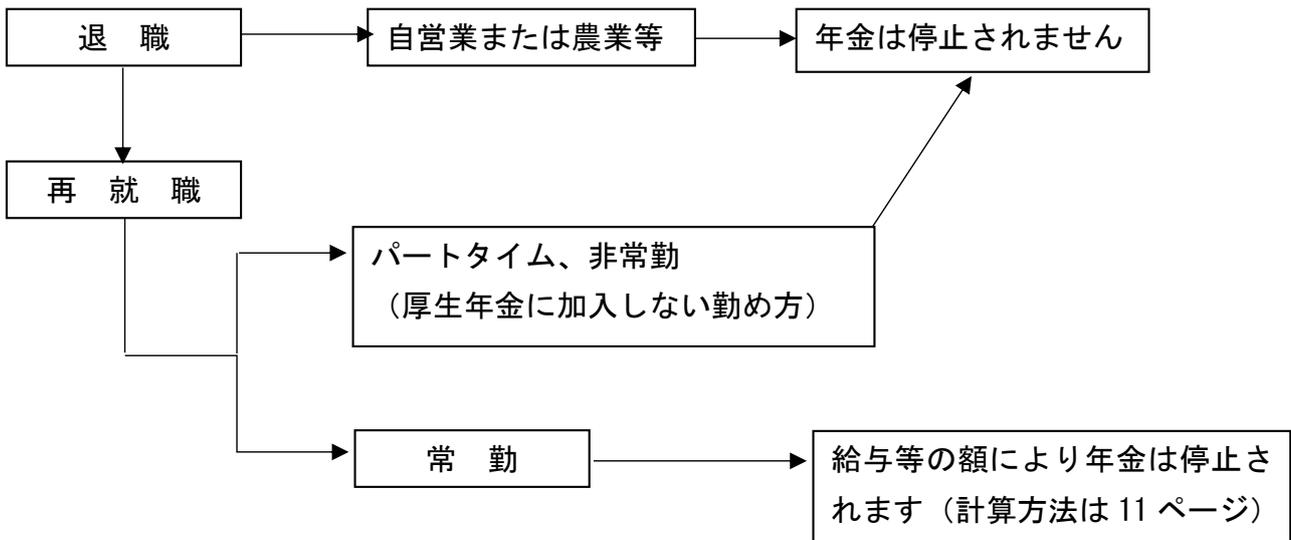
《改正後》年1回の定時改定で就労の効果を年金額に反映



VII 老齢厚生年金の支給停止について

老齢厚生（特別支給の老齢厚生）年金は、常勤として厚生年金に加入した場合、支給額が調整され、年金額の一部又は全部が支給停止されます。なお、年金は所得による支給停止はされませんので、自営業や農林業等で所得がある場合でも、厚生年金に加入しなければ、年金の支給停止はされません。

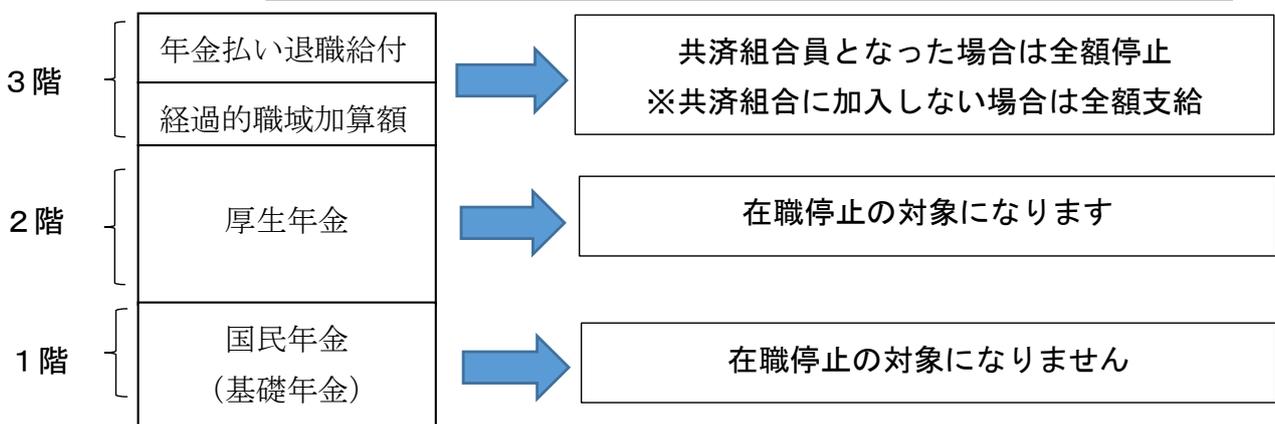
年金の在職停止フロー



※雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給する場合（65歳未満の者に限る）は、失業給付（基本手当）の支給を受け終わるまで、経過的職域加算額を除き、厚生年金が全額停止されます。

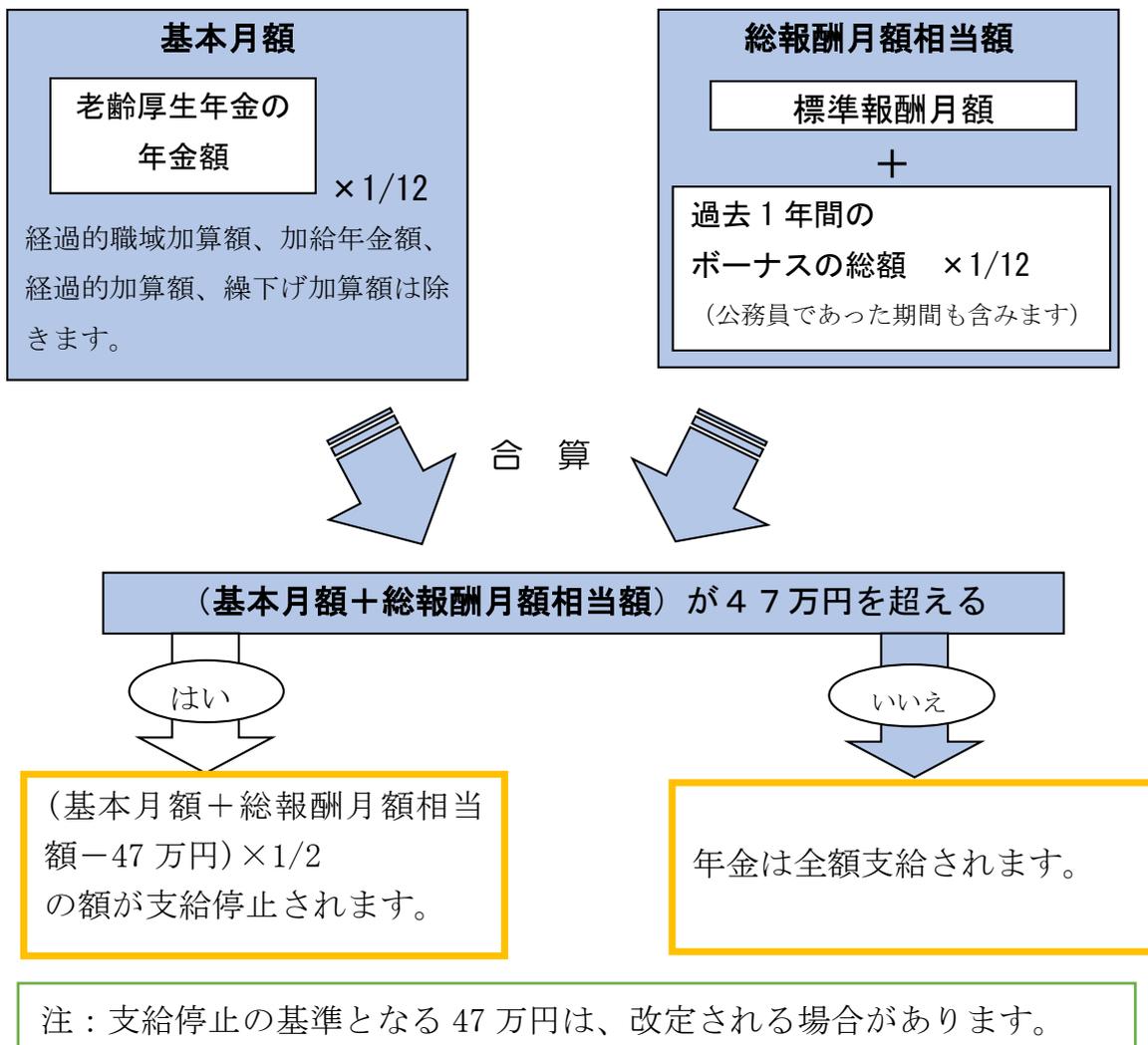
Q：年金のどの部分に在職停止がかかりますか？

A：2階部分（及び3階部分）に年金の停止がかかります。



在職停止の仕組み（月額で計算）

総報酬月額相当額と基本月額合計が 47 万円に達するまでは、全額の年金が支給され、47 万円を超える場合は、年金の全額または一部が支給停止されます。なお、令和 3 年度中は 65 歳未満の年金受給者については、在職停止の基準額が 28 万円として計算されます。



お問い合わせ先

お問い合わせされる際は、ご自身の基礎年金番号か年金証書番号をご用意ください。

公立学校共済組合本部年金相談室 TEL：03-5259-1122

・年金手続きについて（年金受給者または年金待機者の方）

公立学校共済組合長野支部 共済係 TEL：026-235-7445

年金相談 TEL：026-234-5770

・今回手続きされる書類（退職届書または改定通知書等）について

・年金手続きについて（在職中または退職後間もない方）

